

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準案の概要

平成18年8月
国土交通省

路外駐車場移動等円滑化基準（法第11条第1項関係）

法第11条第1項の国土交通省令で定める路外駐車場移動等円滑化基準は、

- ① 幅が350センチメートル以上である駐車施設を一以上設けなければならないこと。
- ② 当該駐車施設であることの表示をすること。
- ③ 当該駐車施設と出入口とを結ぶ利用者のための経路について、傾斜路を併設する場合を除き階段又は段を設けない等とすること。

等とします。